

「ダウンロード違法化の対象範囲の見直し」
に関する自由民主党文部科学部会・知的財産
戦略調査会合同会議（平成31年2月22日）
配布資料の検証レポート

〔基本的な考え方・Q&A関係〕

明治大学知的財産法政策研究所 部会資料検証WG*

* 「『ダウンロード違法化の対象範囲の見直し』に関する緊急声明」
賛同者・呼びかけ人有志により構成

ポイント

1. 私的使用目的の複製の規制に関する基本的な考え方

- 文化庁は「違法な情報源から積極的に便益を享受しようとするユーザーの行為に正当性はない」「インターネットユーザーの自由が重要なものであっても許容できるものではない」と説明している。（概要説明資料11頁、参考資料1頁）
- しかし、この考え方は誤りであり、非常に大きな問題がある。
- 著作権法に抵触している情報源を含むあらゆる情報源からの情報収集の自由を積極的に認めることこそが、我が国の創作活動やインターネット文化を豊かにし、コンテンツ産業の基盤となって、我が国の国際的な競争力の形成において重要な役割を果たしている。
- 「文化の発展に寄与する」という著作権法の目的に照らせば、海賊版のDLのような著作権者に深刻な経済的打撃を与えているもの以外の複製を自由に認めることには「正当性がある」と言うべきである。また、同様の考えに基づく権利制限規定は現行法の中にも多数存在する。
- 知財高裁判決（知財高判平成26年10月22日）や政府の過去の国会答弁もこの考え方に整合している。知的財産法の専門家の中で「正当性はない」という考え方を支持しているのはごく一部の研究者以外に見当たらない。
- このような文化政策に対する無理解及び著作権法についての一面的な理解に基づいて制度設計が行われているため、文化庁案は、国民の情報収集の自由の重要性を軽視し、インターネット上での資料収集、創作、研究活動等を過度に萎縮させるものとなっている。

2. 作品の一部のDLの規制の許容性

<⇒詳細は17頁参照>

- 文化庁は、海賊版（商業的な目的で提供されている作品を丸ごと複製したもの）以外にも、例えば、作品の一部のダウンロードも規制の対象としている。
- しかし、「作品の一部」がアップロードされているケースとしては、漫画の一コマ、書籍のうちごく短い数行の文章、アマチュアが非商業目的で書いたブログ記事の一部を転載したものなど、著作権者に及ぼす不利益が小さなものが多く含まれている。国民の情報収集の自由の保護の重要性に鑑みれば、このようなダウンロードまで規制する「正当性」はないと言うべきである。
- 同様に、規制の必要性が明らかでないものも含め「被害拡大の未然防止」の観点から広範な規制を行うことは正当化できず、そのような規制を「適切な法規範」とは言えない。

3. 諸外国の動向について

<⇒詳細は8・9頁参照>

- 文化庁はドイツやフランスを含む外国法の運用状況調査を行わないまま、これらの国を踏まえることがことさら強調されており、文化審議会での議論が無視されている。文化庁案と異なる制度を採用する国（アメリカ、韓国、台湾、シンガポール、イギリス、オーストラリア等）はなぜ参考にしないのか、理由が不明である。（概要説明資料11・14頁）
- ドイツでは、「私的使用目的の複製」とは別に、「自己の学術的使用目的の複製」が認められている。もし参考にするなら、つまみ食いの比較をせず、私的使用に関係する規定全体を比較するべきである。

4. 個別事例に関する回答

<⇒詳細は13～16頁参照>

- 文化庁は「資料収集、創作活動」「論文の剽窃の指摘・告発」「研究活動」「スクリーンショット」「二次創作のダウンロード」に関する国民の懸念について、回答を用意している。（参考資料3・4頁）
- しかし、前述のとおり、「違法な情報源から積極的に便益を享受しようとするユーザーの行為に正当性はない」として規制を正当化しているものの他は、問題のすり替えが行われたり、回答に不正確な点があるなど、国民の懸念に応えるものとはなっているとは言いがたい。

5. 法案の作成プロセスについて

<⇒詳細は16・17頁参照>

- 文化庁は、文化審議会に必要な議論が尽くされたとしている。（参考資料5頁）しかし、学識経験者の多くから反対意見が提出されるなどこれまでの文化審議会の歴史において極めて異例の形で報告書のとりまとめが行われた。
- 文化庁は、法案について、文化審議会の審議結果を「忠実に反映した」「幅広い関係者の意見を総合的に勘案したバランスの取れた内容となっている」としている。（参考資料5頁）しかし、文化庁案は、文化審議会の報告書や会議で出た慎重意見を無視したものとなっており、全く「忠実に反映」されていない。
- また、文化庁案には100名を超える研究者等の「緊急声明」が出され、マンガ家、出版業界、インターネット業界からも相次いで反対・慎重意見が出されている。
- 現段階において、文化庁案に反対・慎重な意見が多数表明されており、文化庁案が「バランスの取れた内容」であるとはとても言えない。

< 詳細版 >

改正の趣旨

【概要説明資料11頁】

- インターネット上の著作権侵害が深刻化しており、既にダウンロードが違法化されている音楽・映像以外にも、漫画、雑誌、写真集、文芸書、ビジネスソフト、ゲーム、学术论文など、幅広い分野で被害が確認。
- 違法な情報源から積極的に便益を享受しようとするユーザーの行為に正当性はないことから、諸外国（ドイツ・フランス・カナダ等）の取扱いも踏まえ、ダウンロード違法化の対象範囲を著作物全般に拡大する。

- 私的使用目的の複製に係る権利制限は、私的活動領域における情報収集の自由を確保する機能を有しており、個人の知的・文化的活動、さらには日本の産業を支える法的基盤である。
- 違法な情報源からのダウンロードと一口にいても、その態様は様々である。
 - 著作権侵害の画像がアイコンとなっているツイートのスクリーンショット
 - 新聞記事の無断転載を含むSNSの記事をスクリーンショット
 - 著作者から許諾を得ずにアップされていたイラストを創作の素材にするためにDL
 - 剽窃論文を、批判・検証目的でDL
- 著作権法に抵触している情報源であっても、そこからの情報収集の自由が積極的に保護される必要性がある。そのような情報収集を許すことが、我が国の創作活動やインターネット文化を豊かにし、コンテンツ産業の基盤となって、我が国の国際的な競争力の形成において重要な役割を果たしている。

- 違法な情報源からの複製の中には、作品のごく一部のみを使用するに過ぎない場合など、著作権者に与える経済的な不利益の程度が小さいものも多い。
- 「文化の発展に寄与する」という著作権法の目的に照らせば、海賊版のダウンロードのような著作権者に深刻な経済的打撃を与えているもの以外は自由な複製を認めることに「正当性がある」と言うべきである。
- 現行著作権法の権利制限規定の中にも、違法な情報源からの著作物の利用に正当性を認めている規定が多数存在する。
 - 写真撮影への写り込み（30条の2）、報道のための利用(41条)、裁判手続等のための複製（42条）、コンピュータにおける著作物の利用に付随する利用(47条の4)など。
- 知的財産法の専門家のほとんどが「正当性がある」との考え方を支持しており、「正当性がある」との考え方は、知財高裁判決（知財高判平成26年10月22日）、政府の過去の国会答弁（※）とも整合している。

※衆議院文教委員会（昭和59年4月25日）において加戸文化庁次長が、30条の趣旨について「法律は家庭に入らず」「個人が家庭で自分のためにする行為については法が手を出すべきではない」と答弁。

- インターネット上の著作権侵害が深刻化しており、既にダウンロードが違法化されている音楽・映像以外にも、漫画、雑誌、写真集、文芸書、ビジネスソフト、ゲーム、学术论文など、幅広い分野で被害が確認。
- 違法な情報源から積極的に便益を享受しようとするユーザーの行為に正当性はないことから、諸外国(ドイツ・フランス・カナダ等)の取扱いも踏まえ、ダウンロード違法化の対象範囲を著作物全般に拡大する。

- 文化審議会の議論では、文化庁は外国法の実際の運用状況の調査を行っていないとの批判があったため、報告書では外国法を主たる根拠として規制の強化は行わないと明記された。にもかかわらず、外国法がことさら強調されており、違和感を覚える。
- アメリカ、韓国、台湾、シンガポール等の国々や地域には、「フェアユース」規定があり、軽微なスクショやコピペなどは適法と考えられる。比較対象国の選択がフェアではないのではないか。
- アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、シンガポール等では、個人の零細な複製行為に刑事罰を科していない。その中でなぜドイツ・フランスの取扱いを踏まえることとしたのか、理由が不明である。
- ドイツでは、私的使用目的の複製（53条）とは別に、自己の学術的使用目的の複製（53条（2）1.）が認められている。他の国を参考にするのであれば、つまみ食いの比較をせず、私的使用に係る規定全体を比較すべきである。

参考：文化審議会での外国法の取り扱いに関する議論

○諸外国の取扱いについても、形式的にいくつかの国の規定を比較しただけであって、これらの規定が存在することで、著作権者の利益がどう守られているのか、それがいかに当該国の文化的活動の促進に繋がっているか、刑事罰の適用実態はどうか、学説ではどのような評価がなされているかといった検討が全くなされていない。しかも、イギリスやカナダでは私的使用目的の複製は刑事罰の対象にはなっていないことが中間まとめでも指摘されている。さらに、アメリカ、オーストラリア、シンガポールの著作権法では、著作権者の商業的利益に対し一定額以上の損害を与える場合しか、刑事罰の対象となっていない（アメリカ著作権法506条、オーストラリア著作権法132条、シンガポール著作権法136条3A）。個人による私的使用目的のダウンロードがこれらの国で規定された額以上の商業的損害を直ちに与えるとは考えられない。これらの国々では、事実上、個人による私的使用目的のダウンロードは刑事罰の対象にはなっていないと考えるのが適切であろう。諸外国の取扱いは、むしろ、刑事罰を否定し得る方向にも援用し得るもので、中間まとめの論証はチェリー・ピッキングを行っているに過ぎない。（個人）

（2019年1月25日文化審議会著作権分科会法制基本問題小委員会 資料1「「文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会中間まとめ（2018年12月）」に関する意見募集の結果について」45頁）

【事務局（文化庁）】

（略）注釈の56番に追記を行っております。諸外国の事例につきまして、そのままこれを基に立法はできないという御意見もパブリックコメントでございましたので、あくまで参考事例であるという趣旨を明記しております。

（2019年1月25日文化審議会著作権分科会法制基本問題小委員会会議録より）

脚注56 以下の記載は、あくまで各国の著作権法の条文に基づくものであり、現時点で、当該条文に係る実際の運用・適用状況等まで把握できていない。委員からは、そういった点についても今後把握すべきとの意見もあった。なお、これらはあくまで参考であり、それを主たる根拠としてダウンロード規律の強化を行う意図はない。

(1) ダウンロード違法化に関する基本的な考え方

○ 私的使用のための権利制限(第30条第1項)は、権利者の利益を不当に害しない閉鎖的な私的領域における零細な複製を認めるもの(これにより、私的領域での活動の自由も保障)。

○ 無断アップロードは、著作権侵害として10年以下の懲役の対象にもなり得る行為であり、そのような悪質な行為によって拡散された著作物(著作権法上そのような形で流通が認められていないもの)をダウンロード(複製)することが権利者の利益を不当に害することは明らか。

【参考資料1頁】

- アップロードとダウンロードは全く別の行為であり、権利者に与える不利益に対する評価も、それぞれ独立になされるべきである。
- 私的使用目的の複製は零細な行為であり、個人の情報収集の自由という公益的価値との比較衡量の見地から、著作権者の利益を「不当に」害すると評価すべきでない場合は当然にありうる。
- そして、海賊版のダウンロードのような著作権者に深刻な経済的打撃を与えるものでない限り、権利者の利益を「不当に」害することにはならないと解すべきである。
- なお、現行著作権法の権利制限規定において、違法なソースからの複製であっても公益上の理由から適法な利用を認めている規定(※)は数多く存在する。著作権法体系の基本構造に対する理解が不十分であると言わざるを得ない。

※ 著作権法30条の2、41条、42条、47条の4他多数。

○ また、単に視聴・閲覧する行為や、違法にアップロードされたものだと知らずに複製する行為は禁止されないことから、今回、違法となるのは、「①違法にアップロードされた著作物(著作権法上そのような形での流通が認められていないもの)を、②違法だと確定的に認識しながら、③単に視聴・閲覧するに留まらず、意図的・積極的にダウンロード(複製)する行為」となる。

○ このようなダウンロード行為は、①どのような分野の著作物についても、②商業ベースではない著作物についても、③著作物の一部であっても、④海賊版サイト以外からダウンロードする場合であっても、正当性は認められず、インターネットにおけるユーザーの自由が重要なものであったとしても、許容できるものではない。

【参考資料1頁】

- 前述の通り、海賊版のダウンロードのような著作権者に深刻な経済的打撃を与えるものでない限り、情報収集の自由を保護する必要性があり、「正当性」は認められる。
- 上記①②③のように、著作物の種類や利用の態様によって著作権者に及ぼす不利益の幅は極めて大きい。それを十把一絡げに幅広く規制を及ぼそうという態度は、「インターネットにおけるユーザーの自由」を著しく軽視したものであり、「許容できるものではない」。

現に、幅広い分野の様々な著作物について、インターネット上での著作権侵害行為が蔓延

【参考資料1頁】

○ このため、ダウンロード違法化の対象範囲に関して、少なくとも、民事上の責任については、特別な限定を設けず、違法にアップロードされた著作物のダウンロード全般を違法化すべき。

(※)民事上の責任は、差止・予防請求(今後、同様のダウンロードを行わないよう求められることなど)及び損害賠償請求(ダウンロードした分の正規品料金の支払いなど)であり、ユーザーに過度な負担を課すものとは言えない。

- 民事上の責任についても、違法行為と評価される以上は委縮効果が見込まれるため（実際に懸念の声が多数挙がっている）、「過度な負担を課すもの」と言うべきである。
- 実際、刑事罰の適用がなされずとも、著作権侵害行為に関するインターネット上での「炎上」現象がしばしば観察されており、こうした現象に対する国民の萎縮についてもユーザーの「負担」として評価する必要がある。

(問) インターネット上での資料収集、創作・研究活動等が萎縮するのではないか。著作権法が目的とする「文化の発展」を阻害するのではないか。

(答) あくまで、違法にアップロードされたものを、違法であると確定的に知りながらダウンロードを行う場合のみが禁止されますので、一般的な資料収集や創作活動等に特段の影響はないと考えています。創作・研究のためとは言っても、違法な情報源からコピーを入手することは正当化しがたいものであり、仮に創作・研究のために違法にアップロードされたものを活用する必要がある場合には、権利者に連絡して許諾を得るなどにより対応することが基本だと考えられます。なお、当然ながら、著作権法が目的とする「文化の発展」は、適法な著作物の流通を前提としたものです。【参考資料3頁】

- 回答は、違法にアップロードされたものであると確定的に知りながら行うダウンロードは「一般的な資料収集や創作活動等」では一切行われていないということが当然の前提とされているが、全く根拠がない。
- 国民は、ツイッターのアイコンにアニメのキャラクターが付されたアカウントのつぶやきのスクショやマンガの一コマなど、明らかに許諾を得ていない、著作権侵害と認められるものであっても、一般的な資料収集や創作活動の参考にするためにダウンロードすることは十分あり得る。
- そして、前述のとおり、海賊版のダウンロードのような著作権者に深刻な経済的打撃を与えるものでない限り、情報収集の自由を保護する必要性があり、違法な情報源からのコピーであっても「正当化」できるものである。
- 著作権法において、公益上の見地から違法なソースからの利用を認めている権利制限規定は数多くあるのであり、「著作権法が目的とする『文化の発展』は、適法な著作物の流通を前提としたものです」という回答は誤りである。

(問) 論文の剽窃(著作権侵害)を指摘・告発するために当該論文を保存する行為や、研究者が海賊版に関する研究を行うために著作権侵害とされた著作物を収集する行為なども、違法となってしまうのではないか。

(答) 対外的な情報発信に使用するための複製や、研究者が業務として行う研究は、そもそも、著作権法第30条が対象とする私的使用目的の行為とは言いがたいものであり、今回の改正とは直接関係しません。また、御指摘のような善意に基づく行為を、著作権者(剽窃された者・被害者)が問題視することは考えづらいところです。著作権者に連絡して許諾を得ることなども可能かと思います)。

なお、今回の改正とは別途、研究活動をより円滑化する観点から、研究目的の権利制限の創設について、権利者の利益保護の観点にも留意しつつ、検討を行うこととしています。【参考資料3頁】

- 次のとおり、いずれも問題意識に十分応えるものとはなっていない。
 - 「論文の剽窃を指摘・告発するため」の複製は、コピーの外部提供を行わず、論文剽窃の事実のみを対外的に発信するのであれば、30条の対象となりうるものであり今回の改正と関係する。
 - 研究者が(業務としてではなく)私的使用目的で複製することもありうるし、研究活動は広く国民が私的に行いうるものであり、それらの行為は今回の改正と直接関係する。
 - 「御指摘のような善意に基づく行為を、著作権者…が問題視することは考えづらい」という指摘は極めて楽観的な想定であり、そのような保証はどこにもない。
 - 「著作権者に連絡して許諾を得ることなども可能か」とあるが、そもそも許諾を必要とすべきか否かが問題とされるべきであって、許諾を得られる可能性があるかどうかの問題なのではない。また、剽窃論文が違法にアップロードされている場合には、著作権者からの許諾が得られるとはおよそ考えがたく、検証活動の妨げとなる危険性がある。
- 「研究目的の権利制限の創設」については後で検討するから、とりあえず規制を先行させるという考え方は極めて無責任。(例えば、ドイツでは自己の学術的使用目的の複製(53条(2)1.)は私的使用目的の複製とは別に認められている。ドイツ法を踏まえるのであれば、全体をセットで検討すべき。)

(問) スマホによるスクリーンショットができなくなるのか。

(答) あくまで、違法にアップロードされたものを、違法であると確定的に知りながらダウンロードを行う場合のみが禁止されますので、一般的に行われているスクリーンショットの多くは、問題とされないと考えられます。なお、当然ながら、海賊版の漫画をスクリーンショットで保存するような場合には、通常の保存の場合と同様、違法となり得ます。【参考資料4頁】

- スマホのみならず、PCにおいても広く普及しているスクリーンショットは、一般の人々の日常生活に深く根づいている情報記録行為であり、ソースの違法・適法を問わずに行われうる。(※)
- 国民の懸念の対象は「一般的に行われているスクリーンショットにどのような影響が及ぶか」であって、「一般的に行われているスクリーンショットの多くが違法となるか」(つまり、スクショ行為全体のうち違法となる部分の占める割合が大きいかどうか)ではない。問題のすり替えが行われている。
- 文化庁案では、違法なソースと知って行うスクショは海賊版も軽微なものも全て違法としてしまう点が問題なのであり、その問題意識に正面から答えるべき。
- なお、前述のとおり、海賊版の電子書籍の全てのページをスクショする場合のような著作権者に深刻な経済的打撃を与えるものでない限り、情報収集の自由を保護する必要性があり、違法な情報源からのスクショであっても、適法とするべきである。

※スクショは極めて容易な操作で行えるため、様々なウェブサイトの記録のために日常的に行われている。また、記録者による変更や改ざんが容易でないため、ウェブサイト上の情報に関する不正等の検証作業の手段としても活用されている。スクショの規制は国民の日常生活への影響のみならず不正行為の検証の抑止にもなる。

(問) マンガなどの二次創作物のダウンロードも違法となるのか。【7ページ参照】

(答) まず、**権利者(原作者)が二次創作を問題視していない場合には、アップロード自体が違法とならず、ダウンロードも違法とはなりません。**一方で、権利者(原作者)が二次創作を拒絶している場合には、アップロードが違法となり、それが違法であると確定的に知っている場合には、ダウンロードも違法となります。

ただし、二次創作を二次作者自身がアップロードしている場合に、そこからダウンロードする行為については、違法にアップロードされた原作をダウンロードする行為に比べると悪質性が低いことから、**刑事罰の対象から除外**することとしています。なお、二次創作物を更に第三者が無断でそのままアップロードしている場合には、当該アップロードにより二次作者の権利が明らかに害されることから、それをダウンロードする行為は刑事罰の対象としています。【参考資料4頁】

- 実際には「権利者が二次創作を問題視していない(つまり許諾している)」という事実が外形的に明らかにされていない限り、アップロードは原則として違法なものと解釈され、ダウンロードも違法となる可能性がある。「権利者は内心問題視していないと思っていた」という釈明が通用する保証はない。
- 仮に刑事罰の対象から「第28条に規定する権利」の侵害を除外したとしても、いわゆる「二次創作」には、マンガやアニメのキャラクターを原作に忠実に描いた同人誌など、単なる複製権侵害となるものもあり、そのようなケースは刑事罰の対象となる。「二次創作」を除外する方法として上記の方法は不十分。
- 「二次創作」を実効的に規制の対象から除外する方法としては、「原作のまま」「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」の要件を用いることが不可欠であり、民事・刑事の両方についてこれらの要件を付すべきである。

(問) 深刻な被害が顕在化しているのは「海賊版サイトからの作品全体のダウンロード」であり、そこだけ違法化すれば十分なのではないか。SNSや掲示板からのダウンロードや、作品一部のダウンロードまで違法化する必要はあるのか。

(答) 例えば、掲示板に正式販売前の漫画雑誌の数ページが掲載されるなど、売上低下に直結しかねない行為が現に行われており、それらにも対応する必要があります。①どのサイトからダウンロードしても権利者に与える不利益は同じであること、②作品の一部でも経済的価値を有するものはあり、また、分割してダウンロードするなどの脱法行為を招きかねないことなどから、そのような限定を行うのは適切ではないと考えています。

また、海賊版対策は被害が深刻化する前に措置を講ずることが重要であり、被害拡大を未然防止する観点も含めて、適切な法規範を確立しておく必要があります。【参考資料4頁】

4

- 前述のとおり、海賊版のダウンロードのような著作権者に深刻な経済的打撃を与えるものでない限り、国民の情報収集の自由を保護する必要性があり、自由な複製を認めるべき「正当性」がある。
- 「作品の一部」がアップロードされているケースとしては、漫画の一コマ、書籍のうちごく短い数行の文章、アマチュアが非商業目的で書いたブログ記事の一部分を転載したものなど、著作権者に及ぼす不利益が明らかに小さなものが多く含まれている。国民の情報収集の自由の保護の重要性に鑑みれば、このようなダウンロードまで規制する「正当性」はないというべきである。
- 同様に、規制の必要性が明らかでないものも含め「被害拡大の未然防止」の観点から広範な規制を行うことは正当化できず、そのような規制を「適切な法規範」とは言えない。

(問) 主観要件は、誰がどのように判断するのか。ユーザーは、違法だと知らなかったことを証明することはできないのではないか。

(答) 改正案では、何気なくダウンロードしてしまったユーザーを確実に保護するため、違法にアップロードされたものだと知らなかった場合には、重過失があった場合や適法・違法に評価を誤った場合を含め、ダウンロードが違法とならないように法律上担保しています。この主観要件については、権利者側が「ユーザーが違法だと知っていたこと」を立証する必要があるものであり、権利者から警告された後も、ユーザーがダウンロードを継続しているような場合には、この主観要件を充足するものと認定されることが想定されます。

適法・違法の評価を誤った場合は違法とならない旨を明確化

- 違法・適法の評価を誤った場合には違法とはならないとの解釈は、「法の不知はこれを許さず」という刑法の一般的理解とは相容れず、本当にそう解釈できるか疑問。
⇒ そう解釈できないとすると、ユーザーの保護の措置は全く達成できない。

仮に文化庁の説明の通りとしても、

- 違法だと確信している場合でも情報収集等のためにダウンロードが必要な場合はある。また、客観的には違法である以上、まじめなユーザーにとっては、萎縮を招く可能性がある。
- 悪質な海賊版のダウンロードを行う者が、「違法だとは知らなかった」と言い張ることが可能になる。また、主観要件の証明は困難で、権利者に多大な負担を課す。
⇒ 「居直り侵害」を助長し、海賊版対策としては不十分。
著作権法を知らない者ほど責任を免れ、著作権教育に悪影響を与える。

主観要件よりは、客観的要件による限定をするほうが適切

(問) 法案化までの議論が拙速ではないか。

(答) 海賊版対策が喫緊の課題となる中、文化審議会においては、昨年10月に検討が開始されてから、3か月間で5回、小委員会を開催し、集中的に審議が進められてきました。その中では権利者団体・出版社・利用者団体へのヒアリングやパブリックコメントも行った上で、議論が深められてきており、さらには、親会である著作権分科会において、権利者団体・消費者団体・有識者等による審議も行った上で最終的な報告書が取りまとめられています。これらの過程で必要な議論を尽くされたものと考えています。

なお、ダウンロード違法化については、既に音楽・映像が違法となっている中で、その対象範囲を拡大するものであり、リーチサイトへの対応のような全く新しい課題を検討する場合と比べ、短期間で方向性を取りまとめることができたものと考えています。【参考資料5頁】

- 文化審議会の小委員会での報告書のとりまとめの最終段階において、海賊版対策に必要な範囲を超える広範な規制を「有力な選択肢」とした報告書の方針に関し、多数（8名）の学識経験者委員から反対する意見が提出された。（平成31年2月13日の著作権文科会参考資料4を参照）こうしたことはこれまでの文化審議会の歴史において極めて異例であり、十分に審議がなされたとは言いがたい。
- また、現在に至るまで、インターネット業界や消費者など利用者のみならず、漫画家や出版業界などの権利者側からも慎重な検討を求める意見が相次いで出されており、国民の声が十分に汲まれているとは認めがたい。
- なお、音楽・映像とテキスト・画像等とでは、国民が日常的に利用する頻度や量、利用の態様が大きく異なる。規制の拡大に当たり、本来的には国民生活に及び得る影響について緻密な検討が必要であったにもかかわらず、その点の検討が十分になされないまま、両者の差異に十分配慮した制度設計が行われていない点が問題である。

(問) 学者や漫画家も反対しているのではないか。

(答) 今回の改正は、権利者団体・消費者団体・有識者等により構成される「文化審議会著作権分科会」における審議結果を忠実に反映したものであり、幅広い関係者の意見を総合的に勘案したバランスの取れた内容となっていると考えています。

なお、当然ながら、個々には、様々な意見・懸念をお持ちの方もいらっしゃると思いますので、引き続き、これらの意見・懸念にもしっかりと耳を傾けつつ、普及啓発や運用面での対応などに活かしていきたいと考えています。【参考資料5頁】

5

- 例えば、文化審議会著作権分科会報告書は、刑事罰について「被害実態を踏まえた海賊版対策に必要な範囲を超えて国民の私的領域内における行動の自由を不当に制約しないとの方針のもと、検討を行う」（80頁）としているが、文化庁案は明らかにこれに反している。
- 文化審議会著作権分科会（平成31年2月13日）では、実際には現在の文化庁案のような広範な規制に対する慎重意見が、有識者のみならず、権利者側からも相次いだ。文化庁案は、こうした意見を忠実に反映したものであるとも認められない。（なお、「文化審議会著作権分科会（平成31年2月13日）における主な意見概要」（文化庁提出「参考資料」8頁）の記載の不適切さについては、別に検証を行ったので、それを参照されたい。）
- さらに、分科会報告書以降も、知的財産法研究者等による「『ダウンロード違法化の対象範囲の見直し』に関する緊急声明」（2019年2月19日）が100名を超える賛同者を得て公表されたほか、インターネット業界や漫画家、出版業界などのステークホルダーからの慎重意見が相次いで出されている。
- 文化庁案は、少なくともこれらの多数の意見への配慮がなされているものとは認められない。したがって、「幅広い関係者の意見を総合的に勘案したバランスの取れた内容」であるとはとても言えない。

参考：関係者の意見（著作権分科会報告書公表後）

<研究者等>

- 「ダウンロード違法化の対象範囲の見直し」に関する緊急声明（2019年2月19日 研究者等105人及び2団体による共同声明（呼びかけ人：高倉成男・中山信弘・金子敏哉））

<今般の法改正に関わる権利者>

- 今国会に提出される著作権法改正「リーチサイト規制」「ダウンロード違法化の対象範囲見直し」について（2019年2月21日 出版広報センター）
- 「ダウンロード違法化の対象範囲見直し」に関する声明（2019年2月27日 公益社団法人日本漫画家協会）
- 「ダウンロード違法化の対象範囲の見直しについて」の見解（2019年2月27日 一般社団法人マンガジャパン）

<インターネット産業関係者>

- 「ダウンロード違法化の対象範囲の見直し」に対する意見（2019年2月26日 一般社団法人日本知的財産協会次世代コンテンツ政策プロジェクト）
- 「ダウンロード違法化の対象範囲の見直し」に対する意見（2019年2月21日 アジアインターネット日本連盟）

なお「ダウンロード違法化の対象範囲の見直しに関する意見として」（2019年2月28日一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)後藤健郎）は広範な規制を支持している²¹。